



Title	巻頭言
Author(s)	空井, 護
Citation	年報 公共政策学, 16, 1-1
Issue Date	2022-03-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/84826">http://hdl.handle.net/2115/84826</a>
Type	bulletin (other)
File Information	16-01_Sorai.pdf



[Instructions for use](#)

## 巻 頭 言

政治学の分野における比較的近年の「古典」の代表格が、マックス・ヴェーバー『職業としての政治』（脇圭平訳、岩波文庫、1980年）である。難解な学術論文を量産したヴェーバーが、学生相手とはいえ講演で突如平易な話をするはずなどなく、小冊子ながらかなりの難物である。彼が講演の終盤で職業政治家のあり方について展開した考察、とりわけ政治と倫理の関係をめぐる最終盤の論述は、ことのほか難度が高い。例の「心情倫理」と「責任倫理」が登場するのは、そこにおいてである。

ヴェーバーは、「倫理的に方向づけられたすべての行為」を律する準則にはこのふたつがあるという。彼が批判の矛先を向けた心情倫理は、記述が豊富なので分かりやすい。ある英訳者が“an ethic of ultimate ends”と訳しているように、それは究極的な目的にかなうかどうか（だけ）を行為の判断基準とする。心情倫理家は、目的に照らして正しい（と信じる）行為が生むさまざまな結果を、気にしたりはしない。しかし政治が暴力を手段とするとき、「目的が手段を正当化する」という心情倫理家の根底にある発想は、どこかで倫理的な破綻に逢着せざるを得ない。なるほどと思う。

分かりにくいのは責任倫理である。ヴェーバーのわずかな記述からは、行為ののち、その結果について潔く「結果責任」を取る責任倫理家の姿が浮かび上がる。しかし、「人は（予見しうる）結果の責任を負うべき」との準則を、何らかの結果を生む行為そのものの倫理性を担保する点で心情倫理と同じ次元にあり、しかもそれと同程度の強度を備えた準則と解するのは、正直難しい。心情倫理と次元を同じくし、それでいて目的による手段の正当化を認めない点で対照的なのは、あらゆる予見可能な結果を顧慮したうえで行為におよぶべし、との準則ではないか。行為のあと、生じた結果について負う責任ではなく、行為の前に、予見される結果について負う責任、いわば「予見結果責任」の倫理である（顧慮することは「答える／応える antworten」ことであり、答える／応えることは「責任 Verantwortung」を果たすことである）。人間の予見能力の限界は明らかだが、それでも行為について判断を下すさいには、結果の予見と顧慮に最善を尽くす。そういう行為者にも、責任倫理家の称号が与えられる。

このように責任倫理を解するとき、公共政策学は公共政策の決定という行為を責任倫理的に方向づけることに大きく貢献する学問となる。その発展に力を尽くされた先学が、今春、職場を去られる。ご努力を引き継ぐことは、私たち後進に課された学問倫理的な要請である。

2022年 3月

北海道大学大学院公共政策学連携研究部長 空井 護